各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体

御中

← 厚生労働省 振興課

介護保険最新情報

今回の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する ための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に 伴う関係政令の整備に関する政令の公布について 計3枚(本紙を除く)

Vol.518

平成28年2月22日

厚生労働省老健局振興課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TFL: 03-5253-1111 (内線 3937)

FAX: 03-3503-7894

都道府県

各 指定都市 介護保険主管部(局) 御中 中 核 市

厚生労働省老健局振興課

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

平成28年4月1日より、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)による改正事項のうち地域密着型通所介護の創設に係る部分が施行されます。

これに伴い、今般、整備法附則の規定により指定地域密着型サービス事業者の指定があったものとみなされた者の当該指定の有効期間を定めること等を内容とする「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成28年政令第45号)」が公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、平成28年4月1日からの円滑な施行に向けて御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

報

官

平成 28 年 2 月 19 日 御

名

平成二十八年二月十九日 内閣総理大臣 安倍 晋三

号

進するための関係法律の整備等に関する法律の一 域における医療及び介護の総合的な確保を推

こに公布する。 部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をこ

政令第四十五号

る法律の一部の施行に伴う関係政令の整備 を推進するための関係法律の整備等に関す 地域における医療及び介護の総合的な確保 に関する政令

き、この政令を制定する。 行に伴い、及び同法附則第七十二条の規定に基づ 法律(平成二十六年法律第八十三号)の一部の施 確保を推進するための関係法律の整備等に関する 関は、 地域における医療及び介護の総合的な

(介護保険法施行令の一部改正)

第一条 介護保険法施行令 (平成十年政令第四百 十二号)の一部を次のように改正する。 第十五条の三第二号中「第八条第二十一項」 「第八条第二十二項」に改める。

第二条 国有財産特別措置法施行令(昭和二十七 年政令第二百六十四号)の一部を次のように改 (国有財産特別措置法施行令の一部改正)

下に「、地域密着型通所介護」を加える。 項第二号中「通所介護、短期入所生活介護」 に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、同 (防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の 第二条第五項第一号中「居宅サービス、」の下 の

令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行 を次のように改正する。

第十七条の七第一項中「第八条第二十五 「第八条第二十六項」に改める。 項

(租税特別措置法施行令等の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「第八条第二十 七項」を「第八条第二十八項」に改める。 第四十三号)第四十条の二第二項第一号ロ 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(昭和四十六年政令第三百号)別表第一の四

六十一年政令第九十五号)第二条第一項第一遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和 十三年政令第三百八十五号)第四条第十四号 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派

地方独立行政法人法施行令(平成十五年政

住宅等の整備等に関する特別措置法施行令 令第四百八十六号) 第四条第一号 地域における多様な需要に応じた公的賃貸

令(平成十七年政令第二百八十二号)第三条地震防災対策の推進に関する特別措置法施行 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る

政令第百二十四号)附則第十五条第一項第五 特別会計に関する法律施行令(平成十九年

規定の施行等に関する政令(平成二十三年政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係- 東日本大震災に対処するための特別の財政

条第二十五項」に改める

八条第二十二項」に、「同条第二十四項」を「同八条第二十五項」に、「第八条第二十一項」を「第

第五条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第 条第二十四項」に改め、同条第三号中「第八条 百八十五号)の一部を次のように改正する。 第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。 (老人福祉法施行令の一部改正) 第十三条第二号中「同条第二十三項」を「同

第六条 老人福祉法施行令(昭和三十八年政令第 第十七項に規定する地域密着型通所介護及び同局条第三号中「及び同条第十七項」を「、同条 条第十八項」に改める。 の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、 二百四十七号)の一部を次のように改正する。 第二条第二号中「特例居宅介護サービス費、

八条第十九項」に改める。 第四条第三号中「第八条第十九項」を 第三条の二第三号中「第八条第十八項」を「第

第三号中「第八条第二十二項」を「第八条第二の下に「、地域密着型通所介護」を加え、同条第四条の二第二号中「夜間対応型訪問介護」

地域密着型通所介護」を加える。 をを 同第

に関する特別措置法施行令(平成十五年政令 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進

四号 (平成十七年政令第二百五十七号) 第二条第

(社会福祉法施行令の一部改正) 令第百三十一号) 第三条第二項

改

条第二十項」に改める。 第八

十三項」に改める。 第五条第二項中「規定する通所介護」 の下に

条第二十七項」に改める 八条第二十二項」に、「同条第二十六項」第十条第三号中「第八条第二十一項」

の一部改正) (高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令 高齢者の居住の安定確保に関する法律施

行令 (平成十三年政令第二百五十号) 次のように改正する。 第一条第二号中「同条第二十一項」

の一部を

を 「同条第 「同条

第二十二項」に、「同条第二十三項」を

一十四項」に改める。

(介護保険法施行令等の一部を改正する政令の

令(平成十八年政令第百五十四号)の一部を次第八条 介護保険法施行令等の一部を改正する政

令 (平成十八年政令第百五十四号)

のように改正する。

護保険法第八条第十八項」に改める。

附則第三条中「新法第八条第十七項」を

介

附則第十四条中「第八条第二十四項」を

第

の整備等及び経過措置に関する政令の一部 等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法

うに改正する。 政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成 険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 二十三年政令第三百七十六号)の一部を次のよ 介護サービスの基盤強化のための介護保

改める。 十二項」を「介護保険法第八条第二十三項」に 第二十条第一項中「新介護保険法第八条第二 「及び第二十四条」を削る。

第二十四条から第二十六条まで

第二十四条から第二十六条までを次のように

る改正前の介護保険法」に、「新介護保険法第十 は同条第二項の規定により同項各号に定める当 が行う介護保険の被保険者とされているもの又 項の規定により同項に規定する当該他の市町村 有するものとされた同法第二十六条の規定によ 三十条の二第一項の規定によりなおその効力を 二条に規定する」を 「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百 第二十七条中「平成十八年旧介護保険法」を に改める 「介護保険法第十三条第一

官

療確保法」という。)」に改める。 者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法 正法附則第三十四条の規定による改正後の高齢 一十七条の規定による改正後の国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号。第三十条に 第二十九条中「新高齢者医療確保法」を いて「新国保法」という。)」に改める。 第二十八条中「新国保法」を「改正法附則第 第三十一条において「新高齢者医 改

設に該当するものを除く。)」に改める。 特定施設」を「旧高齢者医療確保法第五十五条 者の医療の確保に関する法律(以下この条にお 確保法第五十五条第一項第五号に掲げる特定施 いて「旧高齢者医療確保法」という。)」に、「旧 る特定施設に該当するものを除く。以下この条 第百十六条の二第一項第六号に掲げる特定施設 険法(以下この条において「旧国保法」という。) 則第二十七条の規定による改正前の国民健康保 正法附則第三十四条の規定による改正前の高齢 において「旧特定施設」という。)」に改める。 (地域における医療及び介護の総合的な確保を (新国保法第百十六条の二第一項第六号に掲げ 第三十一条中「旧高齢者医療確保法」を 第三十条中「に旧特定施設」を「に改正法附 一項第五号に掲げる特定施設(新高齢者医療 改

第十条 地域における医療及び介護の総合的な確 経過措置に関する政令(平成二十七年政令第百 法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び 保を推進するための関係法律の整備等に関する 三十八号)の一部を次のように改正する。 置に関する政令の一部改正) |第二十六条| を 「第二十七条」に改

> 第二十七条 医療介護総合確保推進法附則 を受けた場合にあっては、直近の更新前のこの指定を受けた日(この項の規定による更新 力を失うものとされた第四十一条第一項本文 号)附則第二十条第二項の規定によりその効 号新介護保険法第四十二条の二第 (指定の更新に関する経過措置)

の項の期間の満了の日の翌日)

係政令の整備等及び経過措置に関する政令第二十護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関 する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の的な確保を推進するための関係法律の整備等に関 条第一項の改正規定を除く。)の規定は、 し、第九条(介護サービスの基盤強化のための介 から施行する。 この政令は、 (平成二十八年四月一日) から施行する。 ただ 地域における医療及び介護の総合 内閣総理大臣 公布の日

一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過 進するための関係法律の整備等に関する法律

玉 厚生労働大臣 1土交通大臣 環境大臣 財務大臣 総務大臣 大石塩麻山安塚井崎生本倍 珠 啓 恭 太 早 晋 元 代 一 久 郎 苗 三

本則に次の一条を加える。

等に関する法律(平成二十六年法律第八十三 合的な確保を推進するための関係法律の整備とあるのは、「地域における医療及び介護の総 する同法第七十条の二第一項中「六年ごと」 百二十三号)第七十八条の十二において準用新については、介護保険法(平成九年法律第 第一項に規定する第六号施行日後の最初の更 に係る医療介護総合確保推進法附則第二十条指定を受けたものとみなされた者の当該指定 十条第一項の規定により同項に規定する第六 一項本文の